

## 第19回 七飯町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月17日（金）午後2時30分から時分

2. 開催場所 七飯町役場 201会議室

3. 出席委員（14人）

|         |     |      |
|---------|-----|------|
| 会長      | 14番 | 杉村久悦 |
| 会長職務代理者 | 13番 | 池田泰久 |
| 委員      | 1番  | 野澤博幸 |
|         | 2番  | 平野博章 |
|         | 3番  | 神秀子  |
|         | 4番  | 澤田雄一 |
|         | 5番  | 宮後英子 |
|         | 6番  | 宮田学  |
|         | 7番  | 小澤大栄 |
|         | 8番  | 宮本猛  |
|         | 9番  | 千島武  |
|         | 10番 | 松田永  |
|         | 11番 | 小坂寛和 |
|         | 12番 | 山川明  |

4. 欠席委員（0人）

なし

5. 議事日程

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 報告第1号   | 農地法第3条の規定による許可申請の取下願の報告について         |
| 議案第1号   | 令和3年11月26日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について |
| 議案第2号   | 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）         |
| 議案第3号   | 農地法第4条の規定による許可申請について（農委許可）          |
| 議案第4号   | 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）             |
| 追加議案第1号 | 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）             |
| 議案第5号   | 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）             |
| 議案第6号   | 土地の現況証明願について                        |
| 議案第7号   | 農地移動適正化斡旋申出について                     |
| 議案第8号   | 遊休農地における非農地判断の決定について                |
| その他     |                                     |

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中 正彦      事務係長 手塚 晃佑      事務係 安藤 美香

## 7. 会議の概要

事務局長      只今より第24期第19回12月総会を開会致します。開会にあたりまして、杉村会長よりご挨拶をお願い致します。

会 長      【会長挨拶】

議 長      それでは一般事項と併せて動向報告を事務局よりお願い致します。

事務局長      【動向報告の朗読】

議 長      七飯町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。

本日の欠席委員は、おりません。よって、七飯町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員に11番の小坂寛和委員、12番の山川明委員の2委員を指名致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

議事録署名委員は11番の小坂寛和委員、12番の山川明委員をお願い致します。

会期の決定について、会期は今日1日と致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

会期は今日1日と致します。

報告第1号「農地法第3条の規定による許可申請の取下願の報告について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事 務 局      【報告第1号朗読後、説明】

議 長      説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、報告済みと致します。

それでは、議案を審議してまいります。

議案第1号「令和3年11月26日に提出のあった合意解約通知の成立状況の確認について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第1号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参りますので、よろしくお願い致します。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第2号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参りますので、よろしくお願い致します。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について(農委許可)」を上程いたします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第3号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、審議してまいりますので、よろしくお願い致します。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、この案件について北海道農業会議への意見聴取を行うことについてを審議して参ります。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、北海道農業会議への意見聴取を行うことについては決定と致します。

続きまして、北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合、会長専決によりこの案件について許可書の交付をしてよいかについて審議

して参ります。

1 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1 番については異議なしということで、北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合、会長専決により許可書を交付することで決定と致します。

次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を上程いたします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第 4 号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、1 件ごとに順次審議してまいりますので、よろしくをお願いします。

1 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1 番については異議なしということで、決定と致します。

2 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

2 番については異議なしということで、決定と致します。

3 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

3 番については異議なしということで、決定と致します。

4 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

4 番については異議なしということで、決定と致します。

5 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

5 番については異議なしということで、決定と致します。

6 番についてはいかがですか。(異議なしの声)

6 番については異議なしということで、決定と致します。

次に、追加議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を上程いたします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【追加議案第 1 号朗読後、説明】

議長 説明が終わりましたので、審議してまいりますので、よろしくをお願いします。

1 番についてはいかがですか。

4 番 はい。

議長 はいどうぞ。澤田委員。

4番 異議はないのですが、この土地については元々貸し借りをしていたのでしょうか。

事務局 いいえ、貸し借りはしておらず、所有者の身内が管理をしていたというように聞いております。

4番 それでは、あっせんという形ではなく、相対で売り先を決めたということなののでしょうか。

事務局 あっせんのリストには入っておりました。入ってはいたのですが、長らく買い手がつかなかった土地になります。

議長 どうしてかと言うと、ここだけ水が増えているんです。私もこのすぐ近くに土地を持っているのですが、いつでも水が湧いているような状態でして……。

事務局 あまり条件のいい土地ではないということでしょうか。

議長 そういうわけではないのですが……。水はけがあまりよくないために作物の出来もあまりよくなく、そうした理由で、耕作放棄ではないけれども管理しているだけの土地なんです。

事務局 町内の方ではみつからないということなんですね。

5番 あの周辺の方もかなり苦労をしたようですよ。何度もやり直したりして。

議長 年がら年中、水が湧いているんです。あの角地は。何度暗渠をしても、いつまでも水が湧くような土地なんです。だからそれを知っている人は誰も手を挙げなかったんです。もし水切りがよかったら誰でも欲しがるとい土地なんです。

4番 それではそういった事情を買い主は知らないということなのでしょうか。

議長 土地を見ていないということはないと思うので、その辺りはわかっているとは思いますが……。

事務局 実は、事務局の方に「どこか空いているところはないか」という問い

合わせがありましたので、あっせんのリストを見せた形になります。その結果、この土地だけは気に入ったということで、売買に至ったという経緯になります。

議 長 一旦、暫時休憩と致します。

暫時休憩

議 長 それでは追加議案第1号について、再度お諮り致します。1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を上程いたします。事務局より内容説明をお願いします。

事 務 局 【議案第5号朗読後、説明】

議 長 説明が終わりましたので、1件ごとに順次審議して参りますので、よろしくお願ひ致します。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

2番についてはいかがですか。(異議なしの声)

2番については異議なしということで、決定と致します。

3番についてはいかがですか。(異議なしの声)

3番については異議なしということで、決定と致します。

4番についてはいかがですか。(異議なしの声)

4番については異議なしということで、決定と致します。

5番についてはいかがですか。(異議なしの声)

5番については異議なしということで、決定と致します。

6番についてはいかがですか。(異議なしの声)

6番については異議なしということで、決定と致します。

7番についてはいかがですか。(異議なしの声)

7番については異議なしということで、決定と致します。

8番につきましては、議事参与の制限により 〇番 〇委員の退席を求めます。(〇番退席)

それでは、8番についてはいかがですか。(異議なしの声)

8番については異議なしということで、決定と致します。〇番 〇委員の退席を解き、入室を認めます。(〇番入室、着席)

引き続き議案第5号9番から1件ごと順次審議して参りますので、よ

ろしくお願いします。

9番についてはいかがですか。(異議なしの声)

9番については異議なしということで、決定と致します。

10番についてはいかがですか。(異議なしの声)

10番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第6号「土地の現況証明願について」を上程いたします。調査委員は、宮本猛委員、宮田学委員、池田泰久会長職務代理です。どなたか、説明をお願い致します。はい、宮本委員さん。

8番 それでは、8番宮本から議案1番及び議案2番について報告いたします。先般、10日 事務局より3名と宮田委員さん、池田会長職務代理さん、私の6人で現地調査を実施致しました。【議案第6号、1番朗読】場所は、  
[REDACTED]の土地となります。

申請地については、税務課による課税状況は宅地として課税され、現地の状況は耕作されておらず、宅地として草刈等の管理がなされておりました。現況調査の結果、1番については、申請のとおり農採以外として判断して参りました。

次に2番議案について報告いたします。【議案第6号、2番朗読】

[REDACTED]の土地となります。

申請地については、税務課による課税状況は畑として課税され、現地の状況は耕起され、農作物の作付けがされていた痕跡等もありました。また、面積も約1反あり、一体的に農地の体をなしていましたので、現況調査の結果、2番については、農地として判断して参りました。

以上報告と致します。 ご審議下さいますよう宜しくお願い致します。

議長 説明が終わりましたので、1件ごと順次審議してまいりますので、よろしくお願いします。

1番についてはいかがですか。(異議なしの声)

1番については異議なしということで、決定と致します。

2番についてはいかがですか。

7番 はい。

議長 はい、小澤委員。

7番 7番小澤です。確認したいことがあります。本人の申請は農採以外と

ということですが、自分で作っていたというわけではないと思うので、誰かに貸していたのかと思うんですけど、誰が耕作していたかというのは掴めているんですか。

事務局 掴めていません。

議長 この農地の下の土地を作っている人が作っていますよ。

事務局 それはいつまで作っていたんでしょうか。今年も作っていますか。

事務局長 作っています。耕起されているということは作っているということでしょう。ちなみに、どなたかというのもわかっているのでしょうか。

議長 わかっています。同じ方がここ一帯や、アパートの下なんかも作っています。  
ここで一度休憩に入りたいと思います。

#### 暫時休憩

議長 それでは、再開致します。

事務局 先ほどの件について説明致します。私も、所有者の方が相談に来た際に「非農地と見ることは難しいと思う」と伝えると一度は帰ったのですが、再度来られた時にも同じように伝えました。それでもどうしても出したいと仰って、何度説明しても埒があかないため、一度申請を出してもらったこととしました。

7番 現況証明は当然この結果ですが、もし転用であれば市街化区域ですしすんなり通ったと思うのですが。

事務局 もちろん、その点についても説明はしました。ハウスメーカーの方もいらっしゃったので、そこの支店長にも説明させてもらいました。

7番 転用して建物を建ててからの現況証明ということであれば、許可は間違いなく下りると思うのですが。

事務局 それも、何度も説明しました。

事務局長 私も聞いておりました。



事務局 何度も同じ説明をするのですが、そのたびに嫌な顔をするだけで考えは変えないと言いますか、「それだと売れないから困る」だとかを言うだけで、転用という考えにはなりませんでした。

議長 要するに、何度も来て念押しのように同じことを訊いてみているというようなことです。住宅地の中だから、簡単に地目変更して売れると思っているんですよ。

事務局長 結局、転用だと宅地造成のための分筆図だとか、どんな建物を建てるだとかっていうものが全て必要になってきますよね。その作業ができないから、現況証明で地目変更をしてしまって、あとは欲しい人に売ってしまえるという話ですね。

事務局 私も、現況証明というのは誰かに売りたいから出すとかっていったものではないんだよということは、何度も説明しましたが、どれだけ言っても納得してもらえなかったということです。あくまでも、その土地の現況がどうなっているかを調査してもらおうための願出だということです。

7番 わかりました。

議長 よろしいですか。  
2番についてはいかがですか。(異議なしの声)  
2番については異議なしということで、決定と致します。

次に、議案第7号「農地移動適正化斡旋申出について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第7号朗読、説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。(異議なしの声)  
異議なしということで、議案第7号については決定と致します。

次に議案第8号「遊休農地における非農地判断の決定について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第8号朗読、説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。(異議なしの声)

はい、宮田委員。

6番 はい、6番宮田です。非農地にしてしまえば、農業委員会としては管理指導や意向確認なんかに関わる必要もないし、そもそも関わることができなくなるということでもいいですか。ただ、もし今後誰かが耕作したいというようなことになった時に、地目を変更するという事はできるということですか。

事務局 そうですね。耕作が再開され、現況地目が農地ということになれば、また農地としての縛りを受ける場所になることになりますね。

6番 現状、遊休農地を減らしたいということで、表面上はよくなるかもしれないですけど、こういったことを事例として覚えることで、悪用されてしまうと困りますよね。

事務局 その時には文書の発送元が変わるだけです。

事務局長 窓口が変わるだけで、農地でなくなったとしても苦情があれば担当課が対応します。

6番 非農地にしてしまいたいと思っている人は、管理をせずに放置しておけばいいという風に思われてしまいますよね。

事務局長 そういった場合には、事務局の方から農地の適正利用や管理指導を行うことになりますね。ただ、その文書を見てもやるかやらないかは所有者次第になってはしまいます。

6番 今まで以上に遊休農地については指導を行うだけになっていくんですよね。今も同じだとは思いますが。

事務局長 そうですね。ただ、文書を一度出して終わりということではなく、催告、再催告という形で、三回程度までは送付しています。

6番 それで応じなければ終わりなんですか。

事務局長 それで応じなければ、そうなりますね。ただし、基本は農地ですから

土地にかかる税金の方も国が認めてくれているから安くしてあるわけですし、農地として利用しないとすれば課税地目も変わって税金も高くなっていくということになります。地目が農地である以上、農業委員会としては適正な管理・利用を呼び掛け続けていくということです。

事務局　あと、非農地化判断ができるというのは、あくまで農水省に報告を続けている農地に限られるんですよ。ですから、今の公社には新たに発生した遊休農地については国に報告すると言われてるので、増やしてはいないんですよ。町農業委員会としても予備軍としておさえ、遊休農地化する前にどうにかできたらいいなという思いでいた農地についても、公社や道に報告ができない以上、非農地化判断という制度を利用できないということになります。つまり、今後も苦情等があった場合には事務局から管理の指導を行っていくことしかできないということです。もしくは、あまりに荒れているような状態であれば現況証明願を出してもらうか、という形ですね。いろんな関係機関のいびつな主張が絡み合っている状態です。

議長　関係機関の主張はわかりますが、そうすると判断基準に困ってきますね。要するに、耕作者のいないような土地は宙ぶらりんにしておけということなんですかね。七飯町に言っても、農業委員会に言っても、同じような管理の指導をするだけだということでもんね。農地である以上、最後には農業委員会に来るのでしょうか。

5番　非農地化になったら何になるのでしょうか。原野ですか。

事務局長　原野ですかね。もしくは雑種地か。

続きましてその他1番協議事項を事務局より内容説明をお願いします。

事務局長　【協議事項1番から3番を朗読、説明】

議長　只今説明がありましたとおり、協議事項1番、第19回12月総会を12月17日午後2時30分からでいかがですか。(異議なしの声) 第19回12月総会を12月17日午後2時30分からで決定と致します。

2番の土地の現況調査を12月10日午前9時00分はいかがですか。(異議なしの声) 土地の現況調査は12月10日午前9時00分で決定と致します。

3番の閉会中の令和3年11月27日から令和3年12月17日ま

での会長、会長職務代理、各委員の出張承認ですが、いかがですか。(異議なしの声) 異議なしということで、決定と致します。

次に2番その他(1)「農業委員会だより(第21号 令和4年3月発行)」について」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【2番その他(1)を内容説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。(異議なしの声)

それでは、異議なしということでその他(1)「農業委員会だより(第21号 令和4年3月発行)」に係る編集委員に、2番平野博章委員、6番宮田学委員、8番小澤大栄委員、11番小坂寛和委員の4名に、委員の声の執筆については、宮田学委員、庭田哲也推進委員の2名とすることで決定と致します。

2番その他について、事務局より何かありますか。

事務局長 特にございません。

議長 その他で委員さん方から何かございませんか。

それでは、以上をもちまして第24期第18回七飯町農業委員会総会を閉会と致します。

この議事録は、総会の顛末を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年7月5日

議事録署名委員

小坂 寛和

山川 明